

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【公開番号】特開2004-35544(P2004-35544A)
 【公開日】平成16年2月5日(2004.2.5)
 【年通号数】公開・登録公報2004-005
 【出願番号】特願2003-101977(P2003-101977)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/00 (2006.01)
 A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
 A 6 1 K 8/72 (2006.01)
 A 6 1 K 8/02 (2006.01)
 A 6 1 K 8/06 (2006.01)
 A 6 1 Q 17/04 (2006.01)
 C 0 8 L 33/06 (2006.01)
 C 0 8 L 75/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/48
 A 6 1 K 7/00 J
 A 6 1 K 7/00 M
 A 6 1 K 7/00 N
 A 6 1 K 7/42
 C 0 8 L 33/06
 C 0 8 L 75/04

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成20年4月16日(2008.4.16)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0011
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0011】

ポリウレタンは、単独で、あるいは他のポリマーと組み合わせて使用することができる。組み合わせる他のポリマーとしては、例えば、アクリレートポリマーやメタクリレートポリマーのほか、アクリルアミド/メタクリルアミドをベースとしたポリマー、他のモノマーから誘導されたポリマーなどである。他のモノマーとしては、無水マレイン酸、マレイート、ブタジエン、スチレンおよびその誘導体、ビニルエステル、イソプチレン、マレイミド、置換されたマレイミド、ビニルアミド(ビニルピロリドンなど)およびその誘導体、ビニルラクタム(ポリビニルカプロラクタムなど)、イタコン酸およびそのエステル、アルケン(エイコセンなど)、双性イオンモノマー、カチオンモノマー(塩化アクリルアミドプロピルトリメチルアンモニウムおよび塩化ビニルイミダゾリウムなど)などが挙げられる。これ以外に組み合わせるものとしては、ポリエステル、ポリエーテル、ポリアミド、ポリエステルアミド、ポリオキサゾリン、ポリオール、ポリアルキレングリコール、ウレタンを含む他のポリマー、ヒドロゲル、シリコーン、シリコーン含有コポリマー、天然ポリマーまたは変性ポリマー(例えばセルロース、デンプン、キサンタン、セラック、アルギン酸塩、グアー、これ以外の天然ゴムまたは変性ゴム)などが挙げられる。特に適した組み合わせは、ポリウレタンとアクリレートポリマーおよびメタクリレートポリマーの組み合わせ、中でもポリウレタンとポリ(メタ)アクリレートの組み合わせである。

このような組み合わせは、単純な混合、コポリマー、相互貫入ポリマー網目構造など、任意の形態にすることが可能である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

ポリウレタンまたはポリウレタン混合物は、従来技術で公知の方法を用いて適切な溶媒中で可溶化される。溶媒としては、限定するものでなく、アルコール（例えば、メタノール、エタノール、プロパノール）エーテル、エステル（例えば、酢酸エチル、酢酸プロピル）、ジオール（例えば、エチレングリコール）、ポリオール（例えば、グリセロール、ソルビトール）、アミド、カルバメート、糖、置換されたエーテル（例えばジプロピレングリコールジブチルエーテル）、非プロトン性極性溶媒（例えばN-メチルピロリドン）などが挙げられる。本発明によるポリウレタンの1つの利点は、溶解に熱エネルギーまたは長い攪拌時間を必要とせず、溶解形態（溶液）で販売してもよいことである。